

平成 26 年 5 月 26 日

金融庁

総務企画局 市場課

市場機能強化室 御中

一般社団法人 信 託 協 会

「平成 25 年金融商品取引法等改正（1 年半以内施行）等に係る政令・内閣府令案等」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令に係る意見

項番	該当条文	意見
①	第 11 条の 6 (法第 5 条第 10 項、特定有価証券開示ガイドライン 8-2 で準用する 8-1)	追加型の受益証券発行信託の受益証券又は信託の受益権のうち有価証券投資事業権利等に該当するものの取扱いについては、一定要件を満たすことにより有価証券届出書提出日の翌日にその効力を生じさせることが可能となっている（金商法第 8 条第 3 項、特定有価証券開示ガイドライン 8-2）。 同様に、「募集事項等記載書面」を提出する場合についても一定要件を満たすことにより提出日の翌日に効力を生じることとなることを確認したい。
②	第 27 条第 1 項 第 1 号イ	「第二号イ、 <u>第七号イ</u> 及び第八号イにおいて同じ。」のものを除く。」の下線部分については、「 <u>第七号イ及びハ</u> 」ではないか。 現行法において、内国信託受益証券及び内国信託受益権の発行者が有価証券報告書に添付すべき書類とされている信託約款が、改正案では添付不要と読めるため。
③	第 6 号様式 (記載上の注意) (35-2) 經理の状況 b	募集又は売出しが現に継続して行われている特定有価証券に限り、「 <u>本有価証券届出書の提出日</u> において既に提出されている当該受託者の直近の有価証券報告書」の下線部分につき、例えば「当該有価証券の特定期間末日」へ変更して頂きたい。 現状、本有価証券届出書については特定期間末日以降、直ちに作成作業を行っている。 改正案では、場合によっては特定期間末日以降に提出する予定の当該受託者の直近の有価証券報告書等について記載する必要があるとされており、現行の実務に馴染まないことから、改正案の変更を依頼するもの。
④	第 6 号様式 (記載上の注意) (35-2) 經理の状況 b	「当該受託者の直近の有価証券報告書及びその添付書類並びにその提出以後に提出される四半期報告書（～略～）又は半期報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。」について、受託者の親会社の有価証券報告書に、受託者の状況についての記載や添付等がある場合は、受託者の親会社の有価証券報告書を以って代替することを認めて頂きたい。

<p>⑤ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第六号様式 記載上の注意 (35-2) b</p>	<p>内国信託社債券（以下「信託社債」）の募集に際しては、通常、有価証券届出書を提出した後、効力発生日直前に利率等の条件決定を行い、これに伴う訂正届出書を提出することになる。</p> <p>その際に、発行者たる受託者が継続開示会社に該当し、上述の信託社債に関する有価証券届出書提出後、訂正届出書提出までの間に、発行者たる受託者自身の有価証券報告書又は半期報告書を提出するケース（以下「当該ケース」）が発生しうるが、そのような場合、信託社債の募集に際して、当初提出する有価証券届出書の「第三部 第1受託者の状況 3 経理の状況」の「受託者が提出した書類」における【有価証券報告書及びその添付書類】欄又は【四半期報告書又は半期報告書】欄に、当該有価証券届出書の提出日において既に提出されている受託者自身の直近の有価証券報告書及び添付書類並びに半期報告書についての記載を行うことに加え、注記として、当該有価証券届出書の提出後、訂正届出書の提出日までに提出予定の受託者自身の有価証券報告書又は半期報告書について、「事業年度第●期（又は第●期半期）（自～至～）平成●年●月●日〇〇財務局長に提出される。」との記載をしたうえで、以下の①若しくは②のいずれか又は双方の取扱いが許容されると理解してよいか。</p> <p>① 信託社債の有価証券届出書に関して、（企業内容等の開示に関する内閣府令第十一条第一号及び企業内容等の開示に関する留意事項七一三⑮の記載に拘わらず）発行者たる受託者自身の有価証券報告書又は半期報告書が提出されたことに伴う訂正届出書の提出を行わないこと。</p> <p>② 信託社債の利率等の条件決定に伴う訂正届出書において、有価証券届出書の提出後、訂正届出書の提出日までに提出した受託者自身の有価証券報告書又は半期報告書の実際の提出日を記載する形に訂正し、（利率等の条件決定に伴う証券情報に関する事項に係る訂正について企業内容等の開示に関する留意事項八一三 ロが適用されることを前提として）受託者自身の有価証券報告書又は半期報告書の記載に関する訂正を、法第七条第一項後段の規定による訂正として、企業内容等の開示に関する留意事項八一三 ニ なお書き「証券情報以外の情報に関する事項に係る軽微な事項の訂正届出書の提出があった場合」として取扱い、一日を経過した日に効力を生じさせること。</p> <p>その責任財産を信託財産に属する財産に限定する旨の特約（責任財産限定特約）付きの信託社債については、株券や社債券のような発行者自身の財産及び信用を裏付とする伝統的な有価証券と異なり、信託財産に属する財産のみがその裏付となるので、発行者たる受託者自身の情報よりも、その価値の裏付けとなっている資産の内容や、その管理の状況、あるいはそれらを証券化するためにいかなる仕組みが用いられているかといった情報こそが投資者の投資判断において重要であると考えられる。また、有価証券届出書の提出後、訂正届出書の提出日までに提出予定の受託者自身の有価証券報告書又は半期報告書については、有価証券届出書において一定の期日に提出される旨が記載されるため、訂正届出書においてかかる記載の訂正を行わなくても投資者に対する情報提供は十分に行われているといえ、発行者たる受託者に関する当該情報の訂正の有無が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすわけではないと考えられる。</p> <p>また、信託社債の募集に際しては、発行届出目論見書の交付に加え、訂正届出書を提出した場合には、その都度、「発行届出目論見書 訂正事項分」を投資者に対して交付する必要がある為、上記①又は②いずれかの取扱いが許容されないと、投資者に対して、複数回にわたる「発行届出目論見書 訂正事項分」の交付を行うことが必要となり、投資者へのわかりやすさに</p>
--	---

		<p>欠けるとの観点や、手続きが煩雑となる点を含め、デメリットが多く、当該ケースでの信託社債の発行が実務上困難となる。</p> <p>なお、商品の性質上、申込み期間の直前に信託社債の利率等の条件決定を行う必要があり、それを早める（もしくは申込み期間を遅らせる）ことは、実務上困難である。</p> <p>以上の理由から、上記①若しくは②のいずれか又は双方の取扱いを許容して頂きたい。</p>
--	--	--

2. 金融商品取引業等に関する内閣府令に係る意見

項番	該当条文	意見
①	第 129 条の 2	証券決済資金の授受に利用される MRF について、その一部が、確定拠出年金の運用商品として販売されている場合であっても、その MRF は損失補填の対象となる（損失補填の対象はファンド単位である）ことを確認したい。

以 上